20094

平成21年(ヨ)第13号 使用妨害禁止仮処分申立事件

決

定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり(なお,以下において債務者を個別に特定する必要があるとぎは,同目録中,債務者の名称又は氏名の末尾に付加した番号をもって,それぞれを「債務者(1)」のようにいう。)

主

- 1 債務者らは、自己又は第三者をして、別紙物件目録記載の区域のうち、別紙図面の青線で囲まれた範囲の公有水面に漁船、シーカヤック等の船舶を進入・係留させ、あるいは同水面において工事関係船舶及び施設等へ接近、接触及び侵入する等、債権者の同水面に対する使用を妨害する一切の行為を、債権者による同水面における埋立てに関する工事が竣功するまでの間、してはならない。
- 2 債権者のその余の申立てを却下する。
- 3 申立費用は債務者らの負担とする。

理由

第1 申立ての趣旨

債務者らは、自己又は第三者をして、別紙物件目録記載の区域のうち、別紙図面の青線で囲まれた範囲の公有水面に漁船、シーカヤック等の船舶を進入・係留させ、あるいは同水面において工事関係船舶及び施設等へ接近、接触及び侵入する等、債権者の同水面に対する使用を妨害する一切の行為をしてはならない。

第2 事案の概要

1 要旨

本件は、原子力発電所建設を計画し、そのために公有水面埋立免許を得た債権者が、上記発電所建設に反対し、かねて多様な反対行動に及んできた債務者らに対し、上記免許によって取得した公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権を被保全権利として、上記免許にかかる埋立工事施工区域内の公有水面部分における一切の妨害行為を禁止する旨の仮処分命令を求めた事案である。

2 前提事実(文中記載の疎明資料及び審尋の全趣旨により疎明される。)

(1) 債権者

債権者は、電気事業等を業とする会社であり、熊毛郡上関町大字長島において原子力発電所(以下「発電所」という。)の建設を計画し、これまでに発電所計画地点周辺地域において、発電所候補地としての適格性を判断するための事前調査(昭和59年11月~昭和60年4月)を実施し、発電所の具体的な建設計画を策定するとともに、発電所の環境影響評価に必要な資料を得るための立地環境調査(平成6年12月~平成8年2月)及び原子炉設置許可申請に必要な地質データを得るための詳細調査(平成17年4月~平成21年1月)等を実施しており、現在、発電所の建設に必要な敷地造成工事のうち、陸域の工事を行っている。

(2) 債務者

- ア 債務者(1)は、発電所建設に反対する熊毛郡上関町祝島の島民により構成 される権利能力なき社団である。
- イ 債務者(2)は,熊毛郡上関町祝島に在住し,山口県漁業協同組合祝島支店 (以下同組合を「県漁協」というとともに,漁業協同組合一般を「漁協」 と略称する。)に所属する組合員であり,上関町議会議員の職にあるととも に,債務者(1)の代表者である。
- ウ 債務者(3)は, 熊毛郡上関町祝島に在住し, 小型貨物船による貨物運搬業を営んでおり, 上関町議会議員の職にあるとともに, 債務者(1)の事務局長である。

- エ 債務者(4)は, 熊毛郡上関町祝島に在住し, 鉄工所を営んでおり, 債務者 (1)の会員である。
- オ 債務者(5)~(39)は、いずれも熊毛郡上関町祝島に在住し、県漁協祝島支店 に所属する組合員であるとともに、債務者(1)の会員である。
- カ 債務者(40)は、周南市櫛ヶ浜に在住し、シーカヤックを利用した体験ツア 一の企画や関連商品の販売を行う申立外「ダイドック冒険学校」の代表を 務める者である。
- キ 以上の債務者全員を総称して、以下「債務者ら」という。
- ク なお、県漁協は、発電所建設予定地周辺の海域における共同漁業権を有する祝島、上関、四代、光、牛島、田布施、平生町、室津の各漁協(以下一括して「8漁協」という。)から祝島漁協を除いた7漁協が平成17年8月1日合併した組織であり、祝島漁協も平成18年4月1日、県漁協と合併したものであって、県漁協祝島支店は祝島漁協の後身である(甲21)。

(3) 公有水面埋立免許

債権者は、発電所を建設するに当たり、山の切り取り及び公有水面の埋立てにより発電所の敷地を確保することを目的として、平成20年6月17日、発電所計画地点周辺地域のうち、別紙物件目録記載の区域を埋立てに関する工事の施行区域(以下「本件工事施行区域」という。)とし、そのうち別紙図面の赤線で囲まれた公有水面の埋立てを行うことを内容とする公有水面埋立免許願書を山口県知事に提出した。また、同年10月22日、債権者は、同知事から公有水面埋立免許処分を受けた(以下「本件埋立免許」という。)。なお、別紙図面の青線で囲まれた部分は、本件工事施工区域のうち、公有水面に属する範囲を示すものである(以下この部分を「A区域」という。A区域と本件工事施工区域はおおむね重なり合っているが、後者の方が幾分範囲が広い。)(以上につき、甲2~5)

3 争点と当事者の主張

Artix

传稿

- (1) 被保全権利(公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権)の存否・内容 [債権者]
 - ア 前提事実(3)のとおり、債権者は、本件埋立免許を取得したから、本件工事施工区域において、公有水面埋立権を有している。
 - イ 公有水面は「国の所有に属する水面」(公有水面埋立法1条)であるから、 その水面を支配し管理することは国の権能に属し、公有水面埋立免許は、 国がこの権能に基づき、特定の者に埋立てをすることを認めるものである。 これは国に属する権能を私人に付与するもので、講学上の特許に当たる。 したがって、公有水面埋立免許により、公有水面の埋立てをする者は、一 定の公有水面の埋立てを排他的に行なって土地を造成すべき権利を付与され、その権利に基づき、自己の負担において埋立てを行ない、工事の竣功 の認可を受けることにより、原則として認可の日に当然に埋立地の所有権 を取得するのである(最高裁判所第三小法廷昭和47年12月12日判決 ・民集26巻10号1877頁参照)。

このように、公有水面埋立権者の権能が国の公有水面管理権に根拠を有すること、公有水面埋立免許を受けた者は、その工事竣功後は埋立地の所有権を取得することからすると、公有水面埋立免許を付与された者は、公有水面埋立権に基づいて、埋立工事遂行の目的で、一定の公有水面を支配・管理する権能を有する。したがって、公有水面埋立免許を付与された者は、公有水面埋立権に基づいて、埋立工事の着手、続行を妨害する者を排、除することができるというべきである。

ウ 債権者は、本件埋立免許を受け、本件工事施工区域において、埋立てに関する工事を施行することとしているが、債務者らを含む発電所建設反対派の妨害行為は、過去、債権者が調査及び工事を実施するあらゆる場所で行われてきた。平成21年11月以降は、本件工事施工区域内においても、多数の漁船やシーカヤックなどを操行させて債権者による工事の阻止行動

に及んでいるところである。本件工事施工区域内における債務者らの妨害 行為は、債権者の公有水面埋立権を侵害するものであるから、上記イに述 べたところから、債権者は、債務者らに対して、本件施行区域内に存する A区域内において、公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権を有する。

侵給者

I

さ

功

権

決

所

公

配

者

排

に

材

で

アー上記主張はいずれも争う。

[債務者ら]

- イ 現在,債務者(1)その他の者が原告となって,本件埋立免許処分の取消しを求める行政訴訟が山口地方裁判所に係属中である(同裁判所平成20年(行ウ)第17号)。したがって,債権者の主張する公有水面埋立権なるものは,浮動的なものでしかない。
- ウ 債務者らの発電所建設反対活動の多くは本件免許処分以前のものや、本件工事施工区域外におけるものに過ぎないから、これをもって本件工事施工区域における妨害予防請求権の根拠とすることは失当である。
- 工 債務者らは、本件工事施工区域における許可漁業権及び自由漁業権を有 しているから、同区域内の漁業活動が妨害予防請求権の対象となることは あり得ない(公有水面埋立法5条2号)。

すなわち、債権者の発電所建設計画の進捗に合わせて、平成12年4月27日、8漁協の代表者によって構成される管理委員会並びに上関及び四代各漁協と債権者との間で漁業補償契約(以下単に「漁業補償契約」という。)が締結された。同契約は、上記管理委員会及びその所属組合員に対し、本件工事施工区域に相当する区域において漁業権の放棄又は不行使を義務づける内容を含んでいたが、祝島漁協はこれに反対していたものであり、8漁協が後に合併し県漁協となった後も、祝島漁協の後身たる県漁協祝島支店は反対の立場を維持し、漁業補償契約に基づく漁業補償金も受領していない。したがって、県漁協祝島支店ないしその組合員が漁業補償契約に拘束されるいわれはなく、本件工事施工区域における許可漁業権及び自由

漁業権を行使できる地位にあるというべきである。

(2) 保全の必要性の有無

[債権者]

- ア 争点(1)に関して主張したように、債務者らを含む発電所建設反対派の妨害行為は、過去、本件工事施工区域を含み、債権者が調査及び工事を実施するあらゆる場所で行われてきた。したがって、今後も、本件工事施工区域内における妨害行動が頻発することは優に予測できる。
- イ そこで、債権者は、債務者らを相手取り、公有水面埋立権に基づく妨害 予防請求訴訟を提起すべく準備中であるが、本案訴訟の判決までに債務者 らの妨害行為が行われ、工事の作業計画が遅延することとなれば、本件埋 立免許につき、公有水面埋立法13条に基づき、山口県知事より指定を受 けている埋立工事竣功期間(3年以内)を徒過し、免許が失効するおそれ があるばかりか、既に大幅に遅延している作業計画がさらに遅延し、回復 しがたい損害を被る危険がある。

[債務者ら]

上記主張は争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1)(被保全権利の存否・内容)について
 - (1) 公有水面を支配し管理する権能(所有権)は、本来、国がこれを有するところ、公有水面の埋立てをしようとする者は、国から委任を受けた都道府県知事から上記権能に基づく公有水面埋立免許を付与されることによって、一定の公有水面の埋立てを排他的に行い、土地を造成することのできる地位を取得する(公有水面埋立法1条、2条)。そして、この者は、上記の地位に基づき、自己の負担において埋立工事を行い、工事が竣功したときは、遅滞なく竣功認可を申請し、これを受けた都道府県知事が竣功を認可しこれを告示すると、原則としてその日に当該埋立地の所有権を取得する(同法22条、

24条)。これを裏からいえば、公有水面の埋立てをしようとする者は、当該公有水面の埋立工事の着手・遂行・竣功・都道府県知事によるその認可及び告示という一連の過程を経ない限り、当該埋立地所有権を取得することができないのである。このような過程の進捗を妨げる者があるときに、埋立権者が司法手続を通じて能動的・自律的にこれを除去することができず、都道府県知事の除却命令その他による他律的救済を期待するしかないと解するならば、それは、特許の性質を有する公有水面埋立免許の意義を不当に空疎なものにする。そうであるとすれば、公有水面埋立権は、上記一連の過程を平穏に進捗させ、当該埋立権者に埋立地所有権の終局的な確保を可能ならしめるため、埋立工事の竣功を妨害する者を排除し、あるいはそのような妨害行為を予防する権能(妨害排除又は予防請求権)を当然に内在させているものと解するのが相当である。

そして、このような妨害排除ないし予防請求権が成立し得る場所的範囲としては、特段の事情がない限り、当該公有水面埋立免許において前提とされた工事施工区域に含まれる公有水面全域がこれに含まれるものと解すべきである。すなわち、公有水面埋立免許は、当該免許を受けようとする者に埋立区域及び埋立に関する工事施工区域を明示した願書を提出させ(公有水面埋立法2条2項2号、3項1号)、これを踏まえて、国土利用上の適正性・合理性の有無や環境保全及び災害防止への配慮の十分性等、諸般の免許基準(同法4条)に合致しているかを審査した上でされるものであることに鑑みると、当該免許において前提とされている工事施工区域は、埋立権者が埋立工事のため排他的に利用することの必要性・合理性ある場所的範囲の外延を示すものと推定されるのであって、この範囲内の水面を、正当な権原なく当該埋立権者の意思又は推定的意思に反して使用することは、原則として埋立権の妨害にわたるものと評価すべきものと解されるのである。

以下においては、上記のような立場に基づいて、債権者が、債務者らとの

関係において,本件工事施工区域の範囲内における妨害予防請求権を取得し たかについて検討する。

- (2) 前提事実及び文中記載の各資料並びに審尋の全趣旨によれば、次の各事実が疎明される。
 - ア A区域は、上関漁協(以下において、県漁協以外に漁協として指示する ものは、いずれも前提事実記載の県漁協への合併前のものである。)が免許 された共第92号共同漁業権の設定海域又は四代漁協が免許された共同漁 業権の設定海域に存する。これら両海域の外側を取り囲むようにして、8 漁協が免許された共同漁業権の設定海域が存する(甲21)。
 - イ 8漁協は、平成6年1月1日及び平成16年1月1日に、2度にわたり、 免許された共同漁業権の行使に関する基本的事項を定める趣旨の契約(上 記2個の契約は同趣旨のものであり、以下区別せず「行使契約」という。) を締結しており、これに基づいて、各漁協代表者各1名によって組織され る管理委員会が設置されていた。なお、行使契約2条4項には、「漁業の行 使方法、制限事項及び増殖事業等並びに土砂採取及び水面占用等について は管理委員会において協議決定し、各組合(漁協)はその決定事項を忠実 に履行する。」旨の規定があった(甲21)。
 - ウ 平成12年4月26日開催の管理委員会において、債権者の発電所建設計画を踏まえ、債権者との間で漁業補償契約を締結することが、行使契約に定められた議決要件を具備して可決された(反対したのは祝島漁協代表、者のみであった。)。このことを踏まえ、翌27日、四代漁協、上関漁協及び管理委員会と債権者は、漁業補償契約を締結した。同契約は、四代漁協、上関漁協、管理委員会及びその所属組合員が、①A区域に相当する範囲内の海域の一部において漁業権を放棄し、残部において漁業権を永続的又は一時的(発電所2号機の営業運転開始まで)に行使しないことを約し、②発電所の稼働に伴って生じる諸迷惑を受忍し、③これらのことから生じる

ATUX

AEtoX

損失の補償金として総額125億5000万円を受領するなどのことを定めるものであった(甲21)。

- エ 祝島漁協は、上記のとおり漁業補償契約の締結に反対しており、県漁協への合併後、同漁協祝島支店となった後も反対の立場を維持し、その組合員は、現在に至るまで補償金を受け取っていない(債務者らの主張自体から明らかである。)。
- オ 債務者(2)~(39)の全員又は一部は、平成17年4月13日ころ以降平成21年4月10日ころまでの間、多数回にわたり、漁船多数隻を操行させて発電所建設予定地周辺海域調査のためのボーリング機材を積載した台船を取り囲んでその運航を阻止し、当該台船に乗り込んだり、台船を自らの漁船に繋いだりし、さらに漁船多数隻を集結させてボーリング用鋼製櫓の海上運送を阻止し、あるいは資機材搬入用の仮桟橋設置作業を阻止すべく座り込みを行うなどの行動を繰り広げた。また、この間、債務者(40)も、数名のシーカヤック愛好家とともに、シーカヤックを操行させて上記台船の運航を阻止するなどの行為を行った(甲17)。
- カ 債権者は、発電所建設に先立ち、海域における準備工事の着手として、 A区域に相当する海域を明示すべく、灯浮標を設置することとし、平成2 1年9月10日からその作業に着手することとしていたが、債務者(2)~(39) は、同日以降、同年10月28日までの間、債権者が灯浮標を仮置きして ある熊毛郡平生町の平生港田名護岸ヤードからこれを台船に積み込んで搬 出する作業を阻止すべく、護岸沖に漁船多数隻を停泊させるなどの阻止行 動を行った(甲18)。
- キ また、債務者(2)~(39)のうち少なくとも36名が、平成21年11月5日から同月11日までの間、A区域内において、走行中の債権者の作業船に漁船を接近させて航路を塞いだり、停泊中の作業船に漁船を接近させた上、作業船に乗り込んで作業を阻止するなどの行動を繰り返した。また、この

Alak

身し

色許

引漁

8

(上

•)

され

の行

いて

忠実

建設

哭約

まり

岛及

協,

用内

又は

(2)

じる

- 間,債務者(40)は,他のシーガヤック愛好家とともに,A区域内において,作業船の航路を塞いだり,停泊中の作業船にシーカヤックを接近させて作業船を包囲したり,作業船に乗り込んで作業を阻止するなどの行為に及んだ(甲20)。
- ク さらに、債務者(1)、(3)~(5)、(8)、(28)、(40)ほかの者は、平成21年11月 12日から同年12月15日までの間、漁船又はシーカヤックをA区域内 に停泊させたり、これを債権者のクレーン船に接近させて取り囲み、ある いは接舷させた上で当該クレーン船に乗り込み、さらにはA区域沿いの海 岸で監視行為を行うなどの行為に及んだ。
- ケ 債務者(1)は、上記のような反対行動を統括する団体であり、行動に先立って緊急集会を開催し、具体的な行動手順等を決定し(甲7,8)、ホームページを開設して反対行動の状況を報告するなどしている(甲13)。なお、債務者(2)は、同(1)の代表者として、反対行動の中心的役割を担っている者であるが、平成21年11月7日ころ、今後も発電所建設工事に対する阻止行動を続ける旨の意向を新聞記者に表明している(甲23)。また、同月13日には、債務者(1)が、山口県に対し、本件工事施工区域内における債権者の埋立工事の作業中止を申入れたが、その際、同債務者の会員から、反対運動は無謀な行動であるとの見解を示した県担当者に対し、「生活を守るために体を張るしかない。」などと反論したことがある(甲24)。
- (3) 上記(2)オ〜ケの各事実に照らすと、債務者らは、今後も、A区域内において、債権者による埋立工事ないしその準備行為を阻止すべく、反対行動に及ぶ可能性が高いことが疎明される。上記(1)に説示したところから、同区域内の反対行動は、債権者が本件埋立免許によって取得した公有水面埋立権の妨害にわたるものと評価せざるを得ないところであり、したがって、債権者は、債務者らに対し、A区域の範囲内において、公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権を取得したものというべきである。なお、妨害予防請求権の及ぶ範

ABBX

囲をA区域内の一部に限定しなければならないような特段の事情の的確な疎明はない。

- (4) この点につき、債務者らは、本件埋立免許について、処分取消しを求める 行政訴訟が係属しており、同免許の効力が浮動的である旨指摘するが、行政 処分がいったん行われた以上、これを取り消す旨の判決が確定しない限り、 同処分は有効なものと扱われるべきであるから、債務者らの主張は採用する ことができない。
- (5) また、債務者らは、本件工事施行区域内における許可漁業権及び自由漁業権を有していることを根拠に、妨害予防請求権は発生しない旨の主張をするが、以下に述べる理由により、債務者らの主張は採用することができない。ア すなわち、上記(2)ア〜ウに説示したとおり、A区域は合併前の上関漁協又は四代漁協の共同漁業権の設定海域にあり、かつ、合併前の祝島漁協代表者も加わった管理委員会を通じて漁業補償契約が有効に締結され、同契約上、A区域については、漁業権を放棄するか、永続的に漁業権を行使しないこととするか、発電所2号機の営業運転開始まで漁業権を行使しないこととすることが定められている。したがって、発電所2号機が営業運転を開始するまでは、A区域における共同漁業権行使は、同区域の一部たりといえども、これを行うことができないことになる。
 - イ そして、①許可漁業・自由漁業は、物権とみなされる(漁業法23条) 漁業権漁業に比べれば、その権利性は相対的に薄弱なものであり、共同漁 業権設定海域において行われる許可漁業・自由漁業は、共同漁業権に基づ く操業を妨げない限度において営むことができるに過ぎないものと解され ること、②漁業補償契約が締結されたころ、8漁協関係者の間では、許可 漁業・自由漁業は、各漁協の地元地区海岸線沖合の近距離海域すなわち地 先においては、地元漁業者の承認する限度でこれを行うことができるに過 ぎない(地先優先の原則)との認識が共有されていたと一応認められるこ

作ん

月

oる)海

i立 -ム な

てい すす

た, 3け

●か E活

)。 3V\

E及 t内

がは、

子

範

と(甲21),③漁業補償契約締結以前から,管理委員会は,関係する海域における許可漁業・自由漁業のあり方についてもこれを調整する役割を担っており,8漁協の各組合員も管理委員会による調整に服してきたと一応認められること(甲21)などを総合すると,8漁協所属組合員は,他の漁協の地先における許可漁業・自由漁業については,管理委員会の協議決定に委ねる権限を自己の所属する漁協にあらかじめ付与していたとともに,これを受けて管理委員会が上関漁協及び四代漁協とともに締結した漁業補償契約は,共同漁業権の対象海域において当該漁業権漁業の実施方法(放棄するか否か,永続的又は一時的に行使することを差し控えるか否か)について定めた場合には,当該海域における許可漁業・自由漁業のありかたについてもこれに連動し,いわば,運命を同じくすることを前提にしていたものと解するのが相当である。

- ウ そうであるとすれば、本件工事施工区域においては、漁業補償契約に基づいて共同漁業権行使ができなくなっていることに連動して、許可漁業・ 自由漁業を行うこともできなくなったと解するほかはないから、この点に 関する債務者らの主張は採用できない。
- 2 争点(2)(保全の必要性)について
 - (1) 上記 1 (2)のオ~クに説示した事情に加えて、本件埋立免許に当たり、本件施行区域内において埋立工事に着手した日から 3 年以内に同工事を竣功しなければならない旨の指定がされている事実が疎明されること (甲4) も併せ考えると、債権者において、A 区域内における工事の妨害を予防すべく、仮処分を得ておく必要性は高いというべきである。
 - (2) もっとも、本件の被保全権利(公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権) は、当該公有水面埋立工事の竣功を妨害する諸活動を排除する必要から認め られるものであることに照らせば、A区域内における債権者の埋立工事が竣 功に至るまでの間妨害を禁止することをもって仮処分の目的は達せられると

担

域

応

の

.

と漁

方法

か)

りか して

に基

業・ 点に

本件

しな 併せ[^]

,仮

:権)

認め

「が竣

ると

考えられるから、保全の必要性はその限度でこれを認めるのが相当では 3 結論

以上の次第で、本件申立ては、主文1項の限度で理由があるから、事3 質に鑑み、担保を立てさせないで、主文のとおり決定する。

平成22年1月18日

山口地方裁判所岩国支部

裁判官 大島雅 弘